

秋田家庭裁判所委員会第3回議事概要

1 開催日時

平成16年7月13日(火)午後1時30分～午後3時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 平谷正弘[委員長], 鎌田恵子, 佐藤順子, 柴田一宏, 田村眞
中村雄一, 原田健, 林正章 (敬称略)

(説明者) 山本裁判官

(庶務) 近藤事務局長, 大田首席調査官, 小野寺首席書記官, 渡邊総務課長

4 議事

(1) 開会の言葉 (総務課長)

(2) 家事調停事件の流れ, 事件動向の説明 (小野寺首席書記官)

(3) 模擬調停 (夫婦関係調整 (離婚) 調停事件)

(4) 意見交換

5 意見交換 (□: 委員長, ■: 委員, ○: 説明者, △: 庶務)

模擬調停見学後の委員からの感想や意見は次のとおり

(意見交換には, 模擬調停に家事審判官の役で出演した山本裁判官も参加した。)

■ 先ほど, 家事事件の動向の説明で, 秋田家裁の審理期間は全国平均より短いとの話があったが, その理由として考えられる点はどのようなものなのか。

○ 理由として考えられるのは, 個々の事件の内容に応じて, 時間をかけて当たっていく必要のある事件と, もう少し関与を少なくしてもよい事件とを事前に振り分ける作業を心掛けているということが挙げられる。

特に双方の対立に根深いものがある事件などは, 時間をかけて対応すること

になり、また、相手方の出頭が困難であるなどの場合では、早期に申立人に対して取下げや不成立について再考を促すことになる。

□ 全国の裁判所の実情についてはどうか。

△ 全国的には審理期間が長くなっている庁があるということも考えられるので、秋田の審理期間が通常の水準と言えるのではないだろうか。

また、物理的な話として、期目指定のし易さ、裁判官及び職員の人的配置や事件数といった諸々の要素から、秋田は円滑な運営が可能になっていると思われる。

□ 秋田の人は、比較的穏やかで、合意に至りやすいということはないか。印象としては、どのように感じられるか。

■ これまで様々な地に勤務してきたが、他に比べて話し合いに応じやすく、調停に馴染む当事者が多いように感じられる。そのために、調停が行いやすい面があるのではないだろうか。

■ 私が仕事柄訪ねて来る方と接して感じることは、大体の方は悩みやもめ事を抱えていても、権利意識が低く、外部に訴え出ることが少ないということである。

□ 調停事件を担当していて苦勞するのは、どういうところか。

○ 調停事件は、同じ種類の事件であっても内容はすべて異なり、1件1件違う顔を持っている。調停に持ち込まれる紛争は、感情のもつれから解決が困難になっているケースがほとんどで、気持ちが混乱し、精神的に追い詰められている当事者が多いので、調停の第1回目では特に感情を解きほぐして、話し合いができるように気持ちを落ち着けてもらうことを意識している。そういう感情の扱い方が非常に難しく、当事者と正面から向き合う調停委員の役割が大きなものになる。

審判官としては、手続上の問題や法律的な判断が必要な場合に方向性を示したり、金銭関係に感情が絡んでごちゃごちゃになったところを法律的に争点整

理することなどがある。

■ 対立する当事者の中に立つ調停委員は、大変な仕事であると思う。そのような調停委員がどのように選ばれているのかについて興味がある。また、時代に応じて調停委員の対応も変わり、期待、要請されることも異なると思う。調停委員の研修体制はどのようなものになっているのか。さらに、いろいろな方から調停についての苦情を聞くことがあるが、その対応はどのようにしているのか聞きたい。

■ 私は、女性の役割を従来の役割の中で落ち着く形とすることで物事を判断することが女性のためになるのか、時代が変わった中で暮らす人の中から出てきたものが従来の価値観で計ることができるのかと常々考えている。調停委員にも今の時代を分かってもらう必要があると考えている。そこで、現状を知る手掛かりとして、調停にかかわる調停委員の年齢構成、職業、男女比等について伺いたい。

△ （調停委員の人数、年齢構成、職業、男女比について説明した。）調停委員になるための要件は調停委員規則に示されており、弁護士等の高い専門知識を有する者、その他人格識見の高い者で、40歳から70歳までの者の中から調停委員として任命することとなっている。現実的には、現役で働いている人が調停委員を兼務することは繁忙のため困難なことから、60歳以上の方が多いという実情がある。

調停委員の研修については、裁判所では、年間複数回行っている。研修の内容は、調停の仕組み、法律上の手続、ケース研究など様々である。また、調停委員の組織する調停協会が主催する自主的な研修会も行われており、職員が講師として派遣されている。

苦情についてであるが、指摘されることとして、旧来の男女観、価値観にとらわれた、いわゆるジェンダーの視点にかかわる発言があると言われている。こうしたことがないように研修を充実させている。また、調停委員は、双方の

言い分を平等に聴取することを意識しているが、一方に偏ったものになっているという苦情が聞かれることもある。このような場合には、当事者に冷静になっていただいて、詳しく事情を説明すれば、たいていは納得していただけるようだ。

なお、調停委員の任期は、原則として2年間である。再任も可能になっている。

また、調停委員の職業のうち、公務員は、非常勤の市町村の母子相談員、公立幼稚園の保育士、教育委員会の委員、市町村議会の議員などである。

■ 最近思うのは、女性が今までかかわってこなかった職場への女性の進出が進んでいて、そうした女性と出会うことが多いということである。その意味で、本日、若い女性の裁判官からお話を聞いたことに驚いた。相手が女性であれば相談しやすいといった場合もあるし、家事調停の約8割が夫婦関係であることを考えると、調停委員の選任の際には、女性の登用を更に推し進めていただければありがたいと思う。

□ 皆様の協力を得て、各種団体から推薦をいただければ、裁判所側としてもありがたいと考える。

調停委員の研修体制は、大変充実したものになっている。裁判所主催の研究会も各種行っているが、各庁で調停協会が作られ、独自に工夫を加えながらの研究が盛んになっている。女性だけの研究会を行っている協会もあるようだ。また、新任の調停委員に対する研修会も開催されている。制度についての講義や一般的理論ももちろんだが、実際の調停の場に同席してもらうなど、実務に即した実務研修も重ねて行っている。まさに実際の事件の解決に結び付くような能力を向上させることになる。

そして、裁判所の立場として、申立人と相手方がいる中で、調停がどちらかに偏ったものと印象付けられてしまわないように、大変神経を使っているところである。

■ 私はこれまでに調停委員として、離婚や離縁の調停に関与させていただいた。その中で感じたのは、公正さを保つことに難しさがあるということである。申立人の主張を整理して、相手方に伝えようとしても、感情が混乱している分、調停委員が押し付けていると感じられてしまうことがあり、受け入れてもらえないこともある。相手方から申立人への場合も同様である。

もう一つ困難なこととしては、財産分与等の法律的な説明をすると、義務を負う方にとっては、その相手方の味方をしていると感じられることがあることである。

調停委員にとっては、研修も経験も大切だと思っている。

□ 司法制度改革の中で、平成16年1月から実施された制度として、現役の弁護士が非常勤の裁判官という形で調停を運営する調停官制度がある。大都市などでは調停官制度は実際に動き始めている。

調停制度について申し上げますと、これは戦前から続く歴史ある制度だということができる。家事調停のスタートは戦後からとなるが、その50数年の歩みは国民の司法参加の一翼を担ってきたし、話し合いで解決を導くという日本の風土に合ったものとして高く評価され、海外諸国の模範にもなっている。裁判外紛争解決制度が整備されてきているが、裁判所として今後とも更に調停の質を高め、改善するところは改善していく姿勢であり、調停という制度そのものがなくなるということはないと考えられる。

■ 通常の裁判では事件に関係のある裁判官が担当を回避したり、忌避の申立てをすればといった制度があるが、調停では、制度として調停委員の話が納得できないなどの場合、調停委員を交替させるなどの措置をとることができるのか。また、調停委員が事件にかかわりのあるような場合にはどのように対処するのか。

□ 血縁関係や会社の同僚であるなどの場合には、初めから担当から外れるなどの措置をとっている。公正さを保つためには必要なことである。クレーム等に

よって委員の交替が可能かということについて、ケースバイケースではあるが、内容によっては交替することもあり得る。

- 以前に、調停委員のことで苦勞した経験がある。思い込みが激しいというか、話がなかなか伝わらないことがあって、そのように意見を述べたところ、理由は分からないが、2回目からその委員が交替したといった例があった。
- 事件をだれが担当することになるのかは機械的な配てんになるが、内容によって弾力的な取扱いをすることになる。
- 先ほど、調停委員の再任が可能との話があったが、いつまで再任はできるのか。
- 原則として70歳を超えて再任をしない扱いである。それ以外でも再任の際にチェックをしている。
- 再任の回数に制限を設けた方がよいのではないか。
- 経験を積んだ人が良いということもある。年齢が高いから駄目だとは一概には言えない。
- 年齢の上で問題があるというより、同じ方が長く続けていると、新しい人員が配置されることが少なくなるだろうから、新しい風が吹くことが難しいということをよく聞くので、調停委員についてはどうかということである。
- そういう面を考えることも必要だと考えるが、未経験者ばかりというのもどうか、経験を積んだ人も必要と考えている。
- 3回にわたる家庭裁判所委員会に参加して、家庭裁判所の中身や制度がよく分かった。一般的には、裁判所の手続や中身についてよく知らないために怖い思いを抱くことがある。こういった内容について、一般の方々にもっと知ってもらい必要があると思う。このような知識を広めていくための態勢を整えていくことが必要だが、裁判官の生の話を、一般の人々が日常生活の中で聞くことができるような場ができるといいと思う。

先ほど、権利意識の低さという話があったが、裁判所が身近な存在であると

いうことを伝えるために、裁判官らが市民の現場に入っていくという努力が有効なのではないだろうか。

- 調停の話合いの中では、当事者の経済的な困窮も深くかかわってくるものだと思う。金銭的に生活が困難であるような場合、福祉の窓口気軽に相談に来ていただいて、生活保護の申請も考えていただければと思う。模擬調停の事例で言えば、申立人の状況であれば生活保護の受給が考えられる。ちょっとした宣伝になってしまうが、相談も受け付けている。

また、窓口で相談を受ける場合、身分関係にかかわることには立ち入らないが、調停制度について紹介を行うこともある。

- △ 調停委員の回避や忌避の制度については、説明不足の点があった。次回の委員会で詳しく解説を行いたいので、御了承いただきたい。

- 制度だけでなく、運用による柔軟な対応が求められるところもあると認識して更に発展を図っていく必要があると考えられる。

次回の議題についてだが、テーマとしては裁判員制度を取り上げることも一つかと考えている。あくまで予定の段階なので、希望があれば、お知らせ願いたい。期目や内容については検討の上、後目お知らせしたい。